

令和7年10月1日大雨被害に伴う災害見舞金（事業者向け）についてのQ & A

Q 1：事務所が入居しているテナントが床上浸水（準半壊以上）したが、誰が支給対象者となるのか。

A 1：現に事業のために使用している（入居している）事務所の事業主が支給対象となります。（物件の所有者は支給対象とはなりません。）

Q 2：空きテナントが床上浸水（準半壊以上）した。物件の所有者は支給対象となるのか。

A 2：現に事業のために使用している事務所又は店舗が対象となり、被害を受けた入居事業者の事業主が支給対象となることから、支給対象とはなりません。

Q 3：同一事業主が所有する複数の事務所が床上浸水（準半壊以上）したが、被害を受けた各々の事務所分の見舞金の支給を受けられるのか。

A 3：被害の数に関わらず、一事業主に対して支給するので、1件分（50,000円）の支給となります。

Q 4：併用住宅の1階店舗部分（2階が住居）が床上浸水（準半壊以上）の被害があった。支給対象となるのか。

A 4：床上浸水（準半壊以上）であれば、支給対象となります。

Q 5：併用住宅で1階の居住部分（2階が事務所）が床上浸水（準半壊以上）の被害があった。支給対象となるのか。

A 5：災害見舞金（事業者向け）の支給対象となりません。（居住部分は災害見舞金（世帯主向け）（社会福祉課で申請受付）の対象となります。）

Q 6 : 個人事業主で自宅兼事務所が床上浸水し、住家として社会福祉課から見舞金が支給された場合、事務所として見舞金の申請はできるか。

A 6 : 住家として見舞金の申請をした場合は、事務所として見舞金の申請はできません。

Q 7 : 所在の異なる住家と事務所の両方に床上浸水（準半壊以上）の被害があったが両方で支給対象となるのか。

A 7 : 住家分は社会福祉課で、事務所分は産業振興課で、それぞれ支給対象となります。

Q 8 : たたき床の店舗の床部分に浸水があった。支給対象となるのか。

A 8 : 床上浸水（準半壊以上）であれば、支給対象となります。

Q 9 : 事務所、店舗に被害は無いが、同一敷地内にある倉庫が床上浸水（準半壊以上）の被害があった。支給対象となるのか。同様に、事業に供する設備、備品に被害があった場合は支給対象となるのか。

A 9 : 事務所、店舗が支給対象となるので、支給対象とはなりません。

Q10 : 賃貸物件の1フロアに事業主の異なる2つの事務所があり、全ての事務所で床上浸水（準半壊以上）があった。支給対象は各々の事務所の事業主となるか。

A10 : 各々の事務所の事業主が支給対象となります。

Q11：賃貸物件の1フロアに事業主の異なる2つの事務所があり、1つの事務所で床上浸水（準半壊以上）があった。支給対象はどうか。

A11：床上浸水（準半壊以上）となったすべての事務所の事業主が支給対象となります。

Q12：10月1日時点では営業していたが、床上浸水（準半壊以上）の被害のため、その後廃業した。支給対象となるか。

A12：支給対象となります。（10月1日時点で営業していたことを確認できる書類の提出をお願いします。）

Q13：床上浸水（準半壊以上）の被害のあった事務所の事業主の住所は多賀城市外であるが支給対象外となるのか。

A13：被害のあった事務所、店舗が市内に所在していれば、事業主の住所地（住民登録地）は問いません。